

安平町過疎地域自立促進市町村計画(案)の概要について

■ 過疎地域自立促進市町村計画とは

安平町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受けており、これまで「安平町過疎地域自立促進市町村計画（平成 22～27 年度）」により、安平町の自立促進を図るため必要な事業を行ってきました。

平成 28 年 3 月末で期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法については、法律改正により失効期限が平成 33 年 3 月末まで延長されるとともに、過疎対策事業債の対象施設の追加が行われたところであり、安平町については引き続き過疎地域の指定が受けられるものです。

過疎地域自立促進市町村計画の策定については、法律上の義務付けは廃止されていますが、過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置等を活用する場合には、この市町村計画を策定する必要があります。

安平町では、自立促進及び地域活性化に向けた過疎対策事業を推進していくため、現計画が終了する平成 27 年度内に新たな「安平町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28～32 年度）」を策定することとしています。

① 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 カ年間

② 概略

本計画では、既存公共施設の再配置と利活用による子育て支援施設の整備をはじめ、子どもから高齢者までが安心安全に住み続けられる環境づくり、人口確保による集落やコミュニティの維持確保など、安平町の自立促進と地域活性化を目指した計画内容としています。

また、定住人口の確保・増加を進めるにあたっては、地域イメージの向上や町内へ訪れてもらい安平町を知ってもらう地道な取り組みが重要であることから、町の魅力を発信する情報発信機能や拠点づくり、町内への回遊交流を促す仕組みづくりと取り組みなどを推進する内容となっています。

* 計画期間について

	年 度											
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
現計画期間	平成 22 年度～平成 27 年度（6 年間）											
次期計画期間							平成 28 年度～平成 32 年度 （5 年間）					

■分野別の主な事業計画

分野	主な事業内容
産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業（畑地帯担い手育成型）追分地区 ・道の駅・鉄道資料館整備事業 ・新規就農対策事業 ・地域ブランド化推進事業 ・中心市街地にぎわい事業 ・回遊・交流ステーション形成事業 ・交流人口拡大事業など
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・安平市街北3条線改良舗装事業 ・橋梁長寿命化修繕事業 ・富岡遠浅酪農線改良舗装事業 ・防災情報告知ネットワーク構築事業 ・地域内公共交通整備事業 など
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・追分地区水道再編推進事業（道営対象） ・公共下水道整備事業（追分処理区）（早来・安平処理区） ・合併処理浄化槽整備事業 ・老朽公営住宅解体工事 ・公営住宅改修工事 ・定住促進事業（出生祝金、住宅建設奨励助成金等）など
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・追分地区認定子ども園整備事業 ・安平町保健センター改修事業 ・地域の支え合い事業など
医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制業務 休日夜間地域医療体制確保助成事業 ・専門医確保助成事業
教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 校舎・屋内運動場 改修工事 ・遠浅コミュニティセンター整備事業 ・スポーツ交付金など
地域文化の振興等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護事業など
集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・早来庁舎増築・改修等事業 ・住宅リフォーム助成事業 など
その他地域の自立促進に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり事業支援交付金事業など

■計画策定手続きの流れ

